

第2回福島県廃炉安全確保県民会議 議長要請事項に対する関係機関の回答

1 東京電力

(1) 議長要請事項

- ア わかりやすいロードマップの作成（県民会議に提出をすること。）
- イ 汚染水対策について、作業員の確保なども含めて、的確に迅速に対応していく様子がわかるような情報公開の仕方の検討
- ウ 4号機の燃料取出しについて、ステップとリスクを明確にした工程表の作成（県民もいっしょになって廃炉の過程を見えるような形にすること。）

(2) 上記ア～ウに対する回答

ア 現在お示ししている中長期のロードマップですが、第2期の目標である「燃料デブリ取り出し開始」に向けて、主要工程を策定している最中にあります。

プラントの調査状況や今後進められる技術開発の状況によって、工程の中身が大きく変わることとなります。その為、現時点ではきちんとした項目や課題、それらに対する目標と進捗状況等について不確定要素を多く含んだ工程表となっております。

次回の県民会議では、わかりやすさを主眼として全体を簡略化したイメージをお示しし、併せて今後選択される複数プランを含んだ詳細工程表を参考としてご説明したいと考えております。

イ 汚染水問題については、これまで様々な機会捉え、県民のみなさまにご説明をさせて頂いております。まずはこれまでの取り組み状況をお示しし、今後は配布もしくは説明で使用してきた資料のわかりやすさの更なる向上、県民のみなさまがご心配・ご関心の高い情報の提供に引き続き取り組んで参りたいと考えております。

ウ 4号機の燃料取り出しは11月18日に開始いたしました。

今後は約1年をかけて、使用済み燃料プールに保管されている燃料を全て共用プールへ移動させることとなります。工程上は「燃料取り出し」作業が中心となります。

燃料移動の進捗状況は報道機関への情報提供に加え、燃料移動の進捗状況がわかるよう当社ホームページに新たな画面を追加いたしました。

次回の県民会議では、燃料移動の詳細ステップとリスクについて再度お示しするとともに、ホームページの進捗状況の公表画面についてご紹介したいと考えております。

2 内閣府廃炉・汚染水対策チーム（経済産業省資源エネルギー庁）

(1) 議長要請事項

- ア わかりやすいロードマップの作成
- イ 世界の叡智を一元化した技術開発を行い、迅速な対応ができる体制を整えること。

(2) 上記ア～イに対する回答

ア 中長期ロードマップに基づく取組については、これまでも月に1回、その進捗状況を取りまとめ、TV会議システムを利用した地元自治体への迅速な説明や、地元自治体を訪問し直接のご説明を行ってきた。

さらに、進捗状況の資料を経済産業省ホームページにて公開するとともに、プレスへの説明を行ってきた。

その上で、進捗状況の資料については、より分かりやすい資料とするため、12月より、冒頭に要点をまとめた1枚紙を作成し、公表することとしている。

また、必要な場合には、住民の方々に直接お知らせすべく、チラシの配布も行ってきた。（4号機燃料取り出し等）

今回、汚染水問題については、分かりやすい説明を行うべく、ジオラマの製作も行っているところ。

他にも、12月20日にとりまとめた追加対策の中で、今後の課題としてあげているトリチウム水の取扱いについては、透明性を確保するため、一般公開の中で検討を進めることとしている。

今後も引き続き、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組について、しっかりと情報公開を行うとともに、分かりやすい説明を心がけてまいりたい。

イ 福島第一原発のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対応は、世界にも前例のない困難な事業であることから、国内外の叡智を結集して解決に取り組む必要があると認識している。

福島第一原発の廃炉作業において、喫緊の課題である汚染水問題については、国際廃炉研究開発機構（IRID：アイリッド）を通じて、国内外の関係機関に対して技術情報の公募を行い、計780件の情報提供をいただいたところ。これらの提案を踏まえ、予防的かつ重層的な追加対策を、12月10日に汚染水処理対策委員会で取りまとめ、18日に各省政務が集まった廃炉・汚染水対策チーム会合での討議を経て、20

日に原子力災害対策本部で決定している。

また、廃炉に向けた取組においても、今後、必要に応じて、国内外の叡智を結集することとしている。例えば、燃料デブリの取り出しについて、原子炉格納容器に水を張って取り出す方法が、万が一実施できない場合を想定して、代替工法検討の参考とするため、国内外の関係機関から技術情報を広く公募するプロセスを12月13日より始めたところ。

引き続き、世界に開かれた形で廃炉・汚染水対策に取り組んでまいりたい。

3 原子力規制庁

(1) 議長要請事項

- ア 安全の基準を確立し、独立性を担保すること。
- イ 独自の安全監視、計測体制を整えることの検討

(2) 上記ア～イに対する回答

- トリチウムと田中委員長の発言については、海洋への放出に関する原子力規制委員会の見解を質されたものと理解します。原子力規制委員会は、他の原子力施設を含め規制基準を定めており、その基準を上回るものは出させないよう、規制当局として厳格な審査・検査により確認を行っているところです。

他方、これまでも他の原子力施設における放射性液体廃棄物の処理に当たっては、規制基準を下回るのはもちろんのこと、可能な限り敷地境界住民への放射線影響が少なくなるよう放射性物質を取り除くなどした上で、環境中への放出がなされてきたところであり、規制当局としても厳格な審査・検査により確認を行っています。

- 地下貯水槽につきましては、豪雨の際に東京電力が堰内の水を地下貯水槽に移送したことに對して問題提起されているものと思います。本来、堰内の水は、サンプルタンクに移送して分析し、その結果、告示濃度限度を満足する値であればサンプルタンクに移送した水のみを排水すると第6回特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策検討ワーキンググループで当方から指示した内容であり、東京電力もそれに向けた準備をするとの回答でした。

しかし、その後の台風と豪雨において、東京電力は上記で指示した対応が適切に行えず、堰内の水が堰から溢水するのを防止する観点で東京電力から漏えいが確認されていない地下貯水槽への移送の申し入れがあり、原子力規制委員会は、地下貯水槽に移送後は速やかにタンク等に移送するなど地下貯水槽から水を抜き取ることを指示した上で、その対応を一定の期間で了承しました。なお、原子力委員会は、漏えいが確認さ

れていない地下貯水槽の使用を禁止しておらず、今回のように堰からの溢水を防止するために使用することはやむを得ないものと了承しました。

- 規制庁自ら水の分析を行ってはどうかのご意見でございますが、原子力施設に対する安全の確保のため、事業者が保安に必要な活動を適切に行うことが義務付けられており、規制当局は、その実施状況を確認することにしております。現地検査官は、事業者のそのような活動状況を監視し、手順書が適切に制定されているか、その手順書に従って作業が行われ、そのデータが適切であるか等について、確認を行っておりますが、これらの監視は、机上の書類確認だけでなく、実際のサンプル採取から分析の過程、その分析結果の確認等を行っております。また、ご指摘のようなクロスチェックをやらなくても、今年の5月頃には、地下水バイパスにおける東京電力のデータに対し、バックグラウンドが適切に評価されていないということを検査官が指摘し、分析手法を改善させております。
- 原子力規制委員会は、法律等の規定に基づき、組織の独立性を確保し、また、その活動においては透明性を確保するように、引き続き規制行政を行って参ります。